

金融商品取引法等の改正に伴う本協会諸規則の一部改正について

令和 6 年 10 月 15 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

令和 5 年 11 月 29 日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」等により、条文の項数・号数の変更が行われたことに伴い、本協会自主規制規則についても所要の整備を行うこととする。

II. 改正の骨子

以下の自主規制規則において、いわゆる「項ズレ」、「号ズレ」の修正及びその他所要の整備を行う。

- ・「協会の従業員に関する規則」(第 2 条第 6 号イ及びハ、第 4 条第 1 項、第 5 条第 5 項第 3 号。別紙 1)
- ・「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」(第 2 条第 2 号、第 4 条第 1 項第 9 号、第 9 条第 6 号、第 14 号及び第 18 号。別紙 2)
- ・「金融商品仲介業者に関する規則」(第 15 条第 4 項第 4 号。別紙 3)

III. 施行の時期

この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年 11 月 29 日）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行する。

※ 本改正は、法令の改正に伴う形式的なものであり、実質的に規則の内容を変更するものではないことから、パブリックコメント手続は実施しない。

○ 本件に関するお問い合わせ先

別紙 1 及び別紙 3 : 日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

別紙 2 : 日本証券業協会 エクイティ市場部 (TEL 03-6665-6770)

「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について

令和 6 年 10 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>6 従業員 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。)で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金商法第 29 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。)に勤務する者</p> <p>ロ (現行どおり)</p> <p>ハ 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金商法第 33 条の 3 第 1 項第 8 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。)において定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務(以下「登録金融機関業務」という。)に従事する者(金商法第 33 条の 8 第 2 項に規定する特定金融商品取引業務(以下「特定金融商品取引業務」という。)に従事する者を含む。)</p> <p>ニ (現行どおり)</p> <p>7・8 (現行どおり)</p> <p>(採用の禁止) 第 4 条 協会員は、他の協会員の使用人を採用してはならない。ただし、他の協会員の使用人を出向により採用する場合又は当該協会員が他の協会員の金商法第 36 条第 3 項に規定する親金融機関等若しくは同条第 4 項に規定する子金融機関等(以下「親子金融機関等」という。)である場合若しくは他の協会員が当該協会員の親子金融機関等である場合における当該他の協会員の使用人を採用するときは、この限りでない。</p>	<p>(定 義) 第 2 条 (同 左)</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>6 (同 左)</p> <p>イ 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。)で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金商法第 29 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。)に勤務する者</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>ハ 特別会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金商法第 33 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。)において定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務(以下「登録金融機関業務」という。)に従事する者(金商法第 33 条の 8 第 2 項に規定する特定金融商品取引業務(以下「特定金融商品取引業務」という。)に従事する者を含む。)</p> <p>ニ (省 略)</p> <p>7・8 (省 略)</p> <p>(採用の禁止) 第 4 条 協会員は、他の協会員の使用人を採用してはならない。ただし、他の協会員の使用人を出向により採用する場合又は当該協会員が他の協会員の金商法第 36 条第 4 項に規定する親金融機関等若しくは同条第 5 項に規定する子金融機関等(以下「親子金融機関等」という。)である場合若しくは他の協会員が当該協会員の親子金融機関等である場合における当該他の協会員の使用人を採用するときは、この限りでない。</p>

新	旧
<p>2・3 (現行どおり)</p> <p>(本協会への照会)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 本協会は、第2項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前5年間における次の各号に掲げる取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 外務員規則第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定 (同条第4項において準用する場合を含む。)</p> <p>4・5 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律 (令和5年11月29日) 附則第1条本文に定める施行の日から施行する。</p>	<p>2・3 (省 略)</p> <p>(本協会への照会)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 (同 左)</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 外務員規則第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定 (同条第6項において準用する場合を含む。)</p> <p>4・5 (省 略)</p>

別紙 2

「株式会社投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の 一部改正について

令和 6 年 10 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 株式会社投資型クラウドファンディング業務会員等が店頭有価証券のうち株券又は新株予約権証券について行う第一種少額電子募集取扱業務（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 4 の 2 <u>第 9 項</u>に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。）をいう。</p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>(発行者についての審査)</p> <p>第 4 条 会員等は、株式会社投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。</p> <p>1～8 (現行どおり)</p> <p>9 目標募集額（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 70 条の 2 第 2 項 <u>第 2 号</u>に規定する目標募集額をいう。以下同じ。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであること。</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>(ウェブサイトにおける情報提供)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 株式会社投資型クラウドファンディング業務会員等が店頭有価証券のうち株券又は新株予約権証券について行う第一種少額電子募集取扱業務（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の 4 の 2 <u>第 10 項</u>に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。）をいう。</p> <p>3～5 (省 略)</p> <p>(発行者についての審査)</p> <p>第 4 条 会員等は、株式会社投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。</p> <p>1～8 (省 略)</p> <p>9 目標募集額（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 70 条の 2 第 2 項 <u>第 3 号</u>に規定する目標募集額をいう。以下同じ。）が発行者の事業計画に照らして適当なものであること。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(ウェブサイトにおける情報提供)</p>

新	旧
<p>第 9 条 会員等は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>6 株式投資型クラウドファンディング業務により、顧客が取得する店頭有価証券の個別払込額（金商業等府令第 16 条の 2 第 2 項に規定する個別払込額をいう。）として会員等に当該顧客が払い込む額は、金商法施行令第 15 条の 10 の 3 第 2 号に掲げる要件を満たすものに限られること。</p> <p>7～13 (現行どおり)</p> <p>14 顧客の応募額が申込期間（金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する申込期間をいう。）内に目標募集額に達しなくとも発行者に払い込まれる場合には、その旨</p> <p>15～17 (現行どおり)</p> <p>18 特定業務会員にあつては、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第 29 条の 4 の 2 第 8 項及び第 9 項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない旨</p> <p>19～21 (現行どおり)</p>	<p>第 9 条 会員等は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>6 株式投資型クラウドファンディング業務により、顧客が取得する店頭有価証券の個別払込額（金商業等府令第 16 条の 3 第 2 項に規定する個別払込額をいう。）として会員等に当該顧客が払い込む額は、金商法施行令第 15 条の 10 の 3 第 2 号に掲げる要件を満たすものに限られること。</p> <p>7～13 (省 略)</p> <p>14 顧客の応募額が申込期間（金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する申込期間をいう。）内に目標募集額に達しなくとも発行者に払い込まれる場合には、その旨</p> <p>15～17 (省 略)</p> <p>18 特定業務会員にあつては、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第 29 条の 4 の 2 第 9 項及び第 10 項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない旨</p> <p>19～21 (省 略)</p>
<p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年 11 月 29 日）附則第 1 条本文に定める施行の日から施行する。</p>	<p>2 (省 略)</p>

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

令和 6 年 10 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(本協会への照会)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>4 本協会は、第 2 項の規定により照会を受けたときは、当該照会に係る者について、回答を行う日前 5 年間における次の各号に掲げる本協会による取扱い及び措置に係る決定並びに処分の有無及びその概要を、遅滞なく、所定の方法により当該照会を行った協会員に回答する。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4 外務員規則第 6 条第 1 項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定 (<u>同条第 4 項</u>において準用する場合を含む。)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律 (令和 5 年 11 月 29 日) 附則第 1 条本文に定める施行の日から施行する。</p>	<p>(本協会への照会)</p> <p>第 15 条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 (同 左)</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 外務員規則第 6 条第 1 項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定 (<u>同条第 6 項</u>において準用する場合を含む。)</p> <p>5 (省 略)</p>